

## 契 約 書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による指定施術機関が生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づいて患者の施術を行うことについて、北海道知事（以下「甲」という。）とはり・きゅう師（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、指定医療機関医療担当規程第13条の規定に基づき患者の施術を担当するときは、同担当規程に定めるところによるほか本契約によるものとする。

第2条 甲は、施術内容及び施術料金請求の適否を調査するため必要があると認めるときは、乙に対して必要と認める事項の報告を命じ、または当該職員に、乙について、実地にその設備若しくは施術録その他の帳簿書類を検査させることができる。

第3条 甲は、乙がこの契約により義務を履行せず、施術等について著しく支障を来たし、または来たすおそれがあると認めるときは、いつでもこの契約を解除することができるものとする。

第4条 この契約の有効期間は、令和 年（ 年） 月 日から令和 年（ 年） 月 日までとする。

第5条 この契約の終了1箇月前までに契約当事者いずれか一方より何等の意思表示しないときは、終期の翌月において向う1箇年間順次契約を更新したものとみなす。

この契約の確実を証するため、本書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

甲 北 海 道

北海道知事 鈴木 直 道

乙 住 所

はり・きゅう師

印